

# 市民の声

(令和6年度広聴年報)

岡山市市長公室  
広報広聴課

## 岡山市イメージキャラクター



ミコロ

ハコロ

# 目 次

<b>1 広聴事業の概要</b>	.....	P 1
<b>2 市民の声</b>		
(1) 広報広聴課で受付した要望等	.....	P 3
(2) 担当課で受付した文書による要望等	.....	P 5
(3) 区役所で受付した文書による要望	.....	P 7
<b>3 市長と大盛トーク</b>	.....	P 8
<b>4 パブリックコメント</b>	.....	P 9
<b>5 区民相談</b>	.....	P 11
<b>6 法律相談</b>	.....	P 12
<b>7 岡山市A I チャット</b>	.....	P 13
<b>8 参考資料</b>		
・岡山市広聴主任者設置規則	.....	P 15
・岡山市パブリックコメント手続実施要綱	.....	P 17

## 1 広聴事業の概要

### (1) 事業内容

本市では、市民の声（市民の意見や提案等）を市政運営に生かしていくため、次のような広聴業務と相談業務を実施している。

#### 広聴業務

- 個別広聴：市民の声（文書、電子メール、電話、面談等）
- 集会広聴：市長と大盛トーク
- 課題広聴：パブリックコメント
- 市民意識調査：2年に1回実施（政策局 政策企画課 統計調査室担当）
- アンケート：各課で実施

#### 相談業務

- 区民相談
- 法律相談
- 岡山市AIチャット

### (2) 広聴機構の沿革

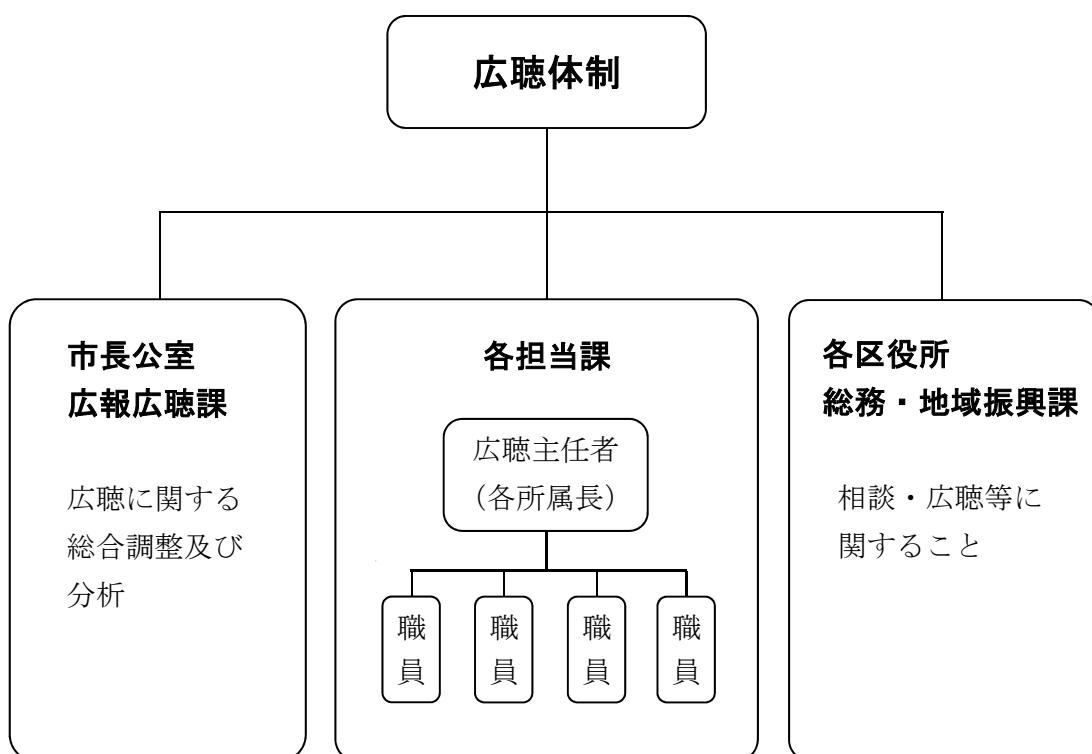
昭和 34 年 12 月 28 日	総務部 市民課 市民相談係
昭和 38 年 8 月 5 日	総務部 秘書課 広聴係
昭和 40 年 9 月 15 日	秘書課 広聴係
昭和 41 年 5 月 1 日	市長公室 秘書課 広聴係
昭和 42 年 7 月 15 日	市民室 市民相談課
昭和 44 年 7 月 15 日	市長公室 市民相談課
昭和 60 年 4 月 1 日	市長公室 自治振興課
平成 4 年 4 月 1 日	市長公室 広報広聴課 広聴係
平成 9 年 4 月 1 日	市長公室 秘書広報課 広聴係
平成 13 年 4 月 1 日	市民局 市民協働部 協働のまちづくり課 市民の声室
平成 18 年 4 月 1 日	市民局 市民みんなの相談室
平成 21 年 4 月 1 日	安全・安心ネットワーク推進室 政令市移行に伴い、各区役所総務・地域振興課に区民相談窓口を設置。
平成 27 年 4 月 1 日	市長公室 広報広聴課

### (3) 体制

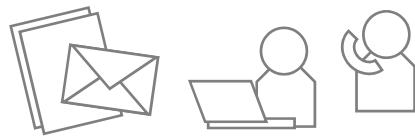
広聴業務を日常的に行うのは一人ひとりの職員であり、広聴担当部署だけではなく、それぞれが担当する業務の中で職員一人ひとりが市民の声を真摯に聴き、市政に反映していくものであるという意識を持つことが重要である。

各所属には、市民の要望、意見、苦情、相談等に速やかに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため、広聴主任者（各所属長）を置くこととしている（「岡山市広聴主任者設置規則」P15 参照）。

広聴主任者は、所属職員を指揮して広聴事務にあたり、市民の市政に対する理解と信頼の確保に努める任務がある。



## 2 市民の声



## (1) 広報広聴課で受付した要望等

広報広聴課では、文書、電子メール、電話、面談等で受付した市民の声を関係課へ伝え、必要なものについては対応(回答)を依頼している。

## 受付件数

(単位：件)

受付方法 種類	文 書	電子メール	電 話	面 談	計
要 望	39	155	99	9	302
意 見	7	385	204	5	601
苦 情	8	81	283	22	394
その他 ※1	16	344	53	3	416
計	70	965	639	39	1,713

## 施策別件数 ※2

(単位：件)

受付方法 種類	文 書	電子メール	電 話	面 談	計
要 望	458	217	148	13	836
意 見	18	522	345	7	892
苦 情	43	109	369	31	552
その他 ※1	29	383	62	4	478
計	548	1,231	924	55	2,758

## 年度別

(単位：件)

年度 内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受 付 件 数	2,289	2,078	1,667	1,713
施策別件数 ※2	3,400	3,090	2,568	2,758

※1「その他」は、単なる問合せ、資料請求、申請、相談等のこと。

※2 申出内容が複数課に関係する場合、関係課の数を「施策別件数」としてカウントしている。

## 関係課の局・室・区役所別

(単位：件)

関係課の局・室・区役所	施策別件数※2	関係課の局・室・区役所	施策別件数※2
危機管理室	38	都市整備局	239
市長公室	312	下水道河川局	32
政策局	19	会計管理室	4
総務局	213	消防局	26
財政局	85	水道局	34
市民生活局	247	市場事業部	5
市民協働局	47	教育委員会事務局	200
北区役所	155	選挙管理委員会事務局	8
中区役所	48	人事委員会事務局	3
東区役所	43	監査事務局	3
南区役所	55	農業委員会事務局	6
保健福祉局	535	議会事務局	11
岡山っ子育成局	122	その他（岡山県等）	39
環境局	130		
産業観光局	99	計	2,758

## 分類別

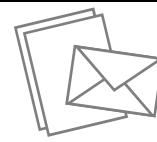
(単位：件)

分類	施策別件数※2	分類	施策別件数※2
福祉・生活支援	418	消費生活	10
公共施設	305	農業	9
道路・交通	252	用水路	27
学校・教育	160	町内会	3
妊娠出産・子育て	88	消防	7
健康医療	85	防犯	8
ごみ	84	選挙	9
雇用・労働	43	動物・ペット	27
住まい	30	新型コロナウイルス感染症	4
防災	63	自治体の情報・概要	4
環境	61	下水道	11
税	60	治安	11
高齢者・介護	35	総合相談	1
イベント	61	移住	2
マイナンバー	38	市民活動	7
戸籍・住民票	21	契約	2
国民健康保険	21	議会	5
都市計画	20	結婚離婚	1
公園・遊園地	17	外国人向け	1
水道	30	国民年金	4
市政情報	30	情報政策	1
観光	30	地方創生	1
広報紙	19	その他	612
人権	20	計	2,758

## (2) 担当課で受付した文書による要望等

(単位：件)

担当課の局・室・区役所	受付件数	主な内容
危機管理室	1	・避難場所に関する要望書
市長公室	54	・広報紙 他
政策局	0	
総務局	1	・議会の質問時間の確保と市民による撮影・録音の自由化を求めることについて
財政局	5	・生コンクリートの使用について ・入札・契約制度改革について 他
市民生活局	13	・アリーナ整備推進の要望（5件） ・アリーナの規模の検討（1件） ・アンケート中止への反対意見（1件） ・おかやまアーツフェスティバルについて（1件） ・自衛隊への名簿提供を中止する要請（4件） ・「防犯灯・防犯カメラ」の設置及び管理について（1件）
市民協働局	0	
北区役所	—	
中区役所	—	
東区役所	—	区役所で受付した文書による要望については、P 7 に掲載
南区役所	—	
保健福祉局	13	・旧市民病院跡地の活用について（3件） ・保険薬局の無料低額診療事業に関する要望 ・国民健康保険料の引き下げ ・診療報酬明細書等について ・日常生活用具給付等事業における排泄管理支援用具の給付基準額に関する要望 ・視覚障害者用拡大読書器の給付基準額見直しについての要望 ・岡山市聴覚障害者協会からの要望 ・訴訟控訴時の和解申し入れ ・燃料の価格高騰に対する補助金の追加要望について ・受動喫煙防止のための駅東広場喫煙所改善に関する要望書 ・森永ひ素ミルク中毒被害者の保健・福祉等に関する行政協力
岡山っ子育成局	6	・桃丘学区放課後児童クラブの校舎の改築・改修について ・岡山市立福田小学校内舗装路の延長について（要望書） ・あしもり認定こども園の園名に関する要望 ・私立認可保育園・認定こども園・私立幼稚園の予算関係要望
環境局	5	・高田地区連合町内会要望事項 ・西畠ふれあい広場入口付近の土木修理工事についての要望書 ・東畠ふれあい広場トイレ・プレハブ物置小屋についての要望書 ・悪臭測定に関する要望 ・産業廃棄物処理場に対する監督指導の徹底及び不法投棄に対する監視強化
産業観光局	8	・京都市への看板と石碑設置についての要望 ・市内の産業団地周辺の企業用地確保に向けた規制の緩和について（2件） ・新たな事業領域への設備投資支援、創業初期支援の融資、マル経資金に対する利子補給の継続について ・資源・エネルギー価格高騰などの影響に対する支援強化について ・物流施設の立地に対する支援の拡充について ・飼料・農業の生産コスト高騰に対する支援についての要望書（2件）



(単位：件)

担当課の 局・室・区役所	受付 件数	主な内容
都市整備局	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>支線の運行計画について（2件）</li> <li>バスゾーン（岡山駅）早期整備について</li> <li>福渡駅駅前広場提案書</li> <li>市内中心部の公園における維持管理について</li> <li>「臨港グリーンアベニュー」の枯枝除去について</li> <li>国道2号下り線進入側道及び箕島斜路橋交差点の渋滞対策について（要望）</li> <li>県道箕島高松線下庄跨線橋の拡幅について（要望）</li> <li>除草（草刈）/伐採要望</li> <li>管理道修繕要望</li> </ul>
下水道河川局	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>宅地における下水取付枠の有無調査並びに設置要望（北区津倉町）</li> <li>下水道工事における残土埋立に係る地権者からの要望（東区瀬戸町大内）</li> </ul>
会計管理室	0	
消防局	0	
水道局	0	
市場事業部	0	
教育委員会事務局	45	<ul style="list-style-type: none"> <li>小学校に掛かる水路上部橋の形状について</li> <li>NIE活動への協力について</li> <li>読書バリアフリー法による情報保障を求める要望書</li> <li>教科書採択に関する要望書</li> <li>通級教室の新增設等に係る要望</li> <li>特別支援学級の教員加配や教育環境の改善に関する要望</li> <li>通学先変更に係る要望書</li> <li>生徒指導事案に関する要望</li> <li>旭公民館跡地に関する要望書</li> <li>岡山市PTA協議会からの要望書</li> <li>岡山市国公立園PTA連合会からの要望書</li> <li>西大寺公民館大ホールに関する要望書</li> <li>館内の設備環境や駐車場についての要望</li> <li>職員の接客態度・業務についての要望</li> <li>利用者のマナーについての要望</li> <li>より良い学校給食を求める申し入れ</li> <li>夜間中学設立について</li> <li>外国人補助金の増額について</li> <li>2025年度の学校教育及び就学援助等の充実のための要求書</li> <li>スクールバスの運行に関する要望書</li> </ul>
		他
選挙管理委員会事務局	1	投票所への移動支援について
人事委員会事務局	0	
監査事務局	0	
農業委員会事務局	0	
議会事務局	0	
計	110	



### (3) 区役所で受付した文書による要望

(単位：件)

区役所	課名	要望件数 ※
北区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	46
	地域整備課	91
	土木農林分室	340
	御津支所	135
	建部支所	66
	計	678
中区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	63
	地域整備課	329
	計	392
東区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	178
	地域整備課	317
	瀬戸支所	52
	計	547
南区役所	総務・地域振興課	0
	市民保険年金課	0
	農林水産振興課	94
	地域整備課	257
	灘崎支所	107
	計	458
合計		2,075

※要望書の要望件数ごとにカウントしている。

1 文書の中に複数の要望があれば、複数カウントしている。

### 3 市長と大盛トーク



#### 目的

市長と市民の方々が膝を交えて語り合いながら、地域づくりなどについて意見交換を行う。市長が市民の方々と直接意見交換を行うことにより、市民の方々に市政をより身近に感じていただくとともに、市政に関する様々な「市民の声」を聴いて、市政運営の参考とするため、平成 25 年度から以下の方法で実施している。

#### 方 法

主に平成 25 年度～平成 28 年度

- ・「地域振興」をテーマに、2 中学校区単位で、地域ごとに開催した。参加者は、地域の公職にある方及び公募の方。
- ・市の重点施策等からテーマを決め、開催した。

平成 29 年度～

- ・主に市政の重点課題・施策について、分野や業種、テーマを選定し開催している。

#### 開催状況

年度 項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
開 催 回 数	－ ※	－ ※	1 回	2 回	2 回
参加延人数	－ ※	－ ※	6 名	9 名	22 名

※令和 2 ・ 3 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止した。

### 4 パブリックコメント

パブリックコメントは市民参加の代表的な手続で、行政機関が一定の政策などを策定しようとするときに、政策などの趣旨、目的、内容などを広く市民に公表し、これに対する市民からの意見の提出を受け、市民から提出された意見とこれに対する行政機関の考え方を公表するものである。

広く市民などの市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として実施している（「岡山市パブリックコメント手続実施要項」 P17 参照）。

#### 実施件数

（単位：件）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	17	14	12	12	11

#### 令和6年度の実施結果

番号	件名	意見提出者数 (人)	意見の件数 (件)	原案の修正 (件)	担当課
1	岡山市災害廃棄物処理計画（改定版）（素案）	0	0	0	環境事業課 資源循環推進室
2	特定個人情報保護評価書（全項目評価書）案	0	0	0	区政推進課
3	岡山市環境保全条例（改正案）及び岡山市環境基本条例（案）	8	40	0	環境保全課
4	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域（案）	0	0	0	開発指導課
5	岡山市こども計画（素案）	37	125	17	こども企画 総務課
6	岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画（素案）	11	40	5	女性が輝く まちづくり 推進課
7	人権教育及び人権啓発に関する基本計画（2次改訂素案）	2	10	0	人権推進課



番号	件名	意見提出者数 (人)	意見の件数 (件)	原案の修正 (件)	担当課
8	支線バスの運行計画と都心の運賃適正化	21	53	0	交通政策課
9	令和7年度岡山市食品衛生監視指導計画(案)	1	1	0	保健管理課
10	岡山市消防用設備等審査基準(改訂案)	0	0	0	消防局予防課
11	岡山市消防局管内における少量危険物等に係る指導・例示基準(案)	0	0	0	消防局予防課
計		80	269	22	

## 5 区民相談



各区役所に設置した区民相談室では、相談員が電話や窓口で、市政全般にわたる行政相談や市民の日常生活における困りごとに関する相談を受け、問題の早期解決を図るための教示・助言、あるいは担当課の紹介などを行っている。

## 相談件数

(単位：件)

年度 内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相 続	63	63	67	63	86
離 婚	12	16	4	15	16
借地・借家	19	16	32	62	33
不 動 産	29	41	33	67	46
相 隣 関 係	106	124	129	215	191
金 錢 貸 借	14	18	22	38	26
家庭 生 活	40	92	85	118	99
そ の 他	1,014	942	963	487	301
計	1,297	1,312	1,335	1,065	798

## 令和6年度の相談件数の内訳

(単位：件)

区役所 内容	令和6年度			
	北区役所 区民相談室	中区役所 区民相談室	東区役所 区民相談室	南区役所 区民相談室
相 続	52	7	3	24
離 婚	12	1	0	3
借地・借家	23	4	0	6
不 動 産	23	8	6	9
相 隣 関 係	75	46	21	49
金 錢 貸 借	16	2	2	6
家庭 生 活	40	24	11	24
そ の 他	81	56	92	72
計	322	148	135	193
合計	798			

## 6 法律相談



市民の日常生活における法律問題や民間の争いなどの相談について、岡山弁護士会派遣の弁護士が、専門的立場からその解決のための助言を行っている。

**対象者** 岡山市に在住で、1年以内に利用のない方（令和3年度より前は2年以内が条件）  
 ただし、法人の相談は対象外  
 1日あたりの相談枠：12枠

**実施日時** 毎週水・木曜日の午後1時30分から4時30分まで  
 ただし、祝日、年末年始、盆の時期等は実施せず、また祝日等により実施曜日を変更する場合あり。  
 令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令期間中、実施を中止または電話相談に変更した。

**実施場所** さんかく岡山（岡山市男女共同参画社会推進センター）  
 岡山市北区表町三丁目14番1号 アークスクエア表町ビル2階

**予約方法** 各週の水曜日の午前9時から予約を受付  
 ただし、祝日等により予約開始日を変更する場合あり。  
 予約先：086-803-1000（市役所代表電話）

### 相談件数

(単位：件)

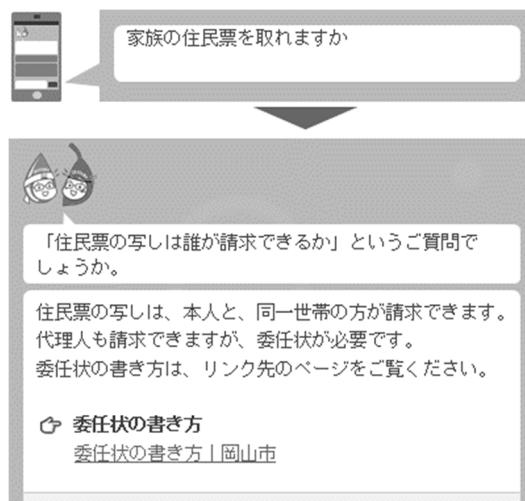
年度 順位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1位	相続 173	相続 233	相続 243	相続 243	相続 230
第2位	離婚問題 132	離婚問題 131	離婚問題 136	離婚問題 143	離婚問題 132
第3位	金銭貸借 87	不動産 73	不動産 70	不動産 94	金銭貸借 70
第4位	借地・借家 62	金銭貸借 70	金銭貸借 67	金銭貸借 91	不動産 60
第5位	不動産 51	家庭生活 48	相隣関係 63	借地・借家 50	借地・借家 48
その他	354	370	393	450	518
計	859	925	972	1,071	1,058

## 7 岡山市A I チャット

令和3年9月1日から、行政サービスの手続きなどの質問に自動で回答する「岡山市A I チャット」を開始した。パソコンやスマートフォンのブラウザから利用可能。

対象分野 次の45の分野

子育て、選挙、福祉・生活支援、健康医療、新型コロナウイルス感染症、高齢者・介護、公共施設、税、消防、妊娠出産、住まい、国民健康保険、戸籍、引越し、自治体の情報・概要、住民票、ごみ、国民年金、防災、学校・教育、ご不幸、結婚離婚、水道、道路・交通、消費生活、動物・ペット、印鑑登録、マイナポイント、パスポート、マイナンバー、人権、観光、市民活動、雇用・労働、議会、環境、都市計画、防犯、イベント、総合相談、市政情報、外国人向け、レジャー、国勢調査、情報政策



<https://ai-staff.net/okayama/chat/>

多言語対応 次の8つの外国語

英語、ポルトガル語(ブラジルポルトガル語)、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語(タガログ語)



## 利用状況

年度 項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
アクセス数(人)	8,566	12,160	7,764
応答件数(件)	22,049	30,517	19,870

アクセス数：質問した利用者数(日ごとにカウント)

応答件数：利用者が質問した件数

## 分野別の応答件数

(単位：件)

年度 順位	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1位	新型コロナウイルス感染症 2,831	ごみ 2,588	子育て 1,607
第2位	子育て 1,563	新型コロナウイルス感染症 1,841	ごみ 1,216
第3位	マイナンバー 1,340	子育て 1,793	新型コロナウイルス感染症 740
第4位	ごみ 987	自治体の情報・概要 1,109	自治体の情報・概要 657
第5位	自治体の情報・概要 667	健康・医療 1,070	健康・医療 649
その他	14,661	22,116	15,001
計	22,049	30,517	19,870

### ○岡山市広聴主任者設置規則

昭和63年11月19日

市規則第93号

改正 平成4年10月28日市規則第63号

平成8年3月29日市規則第47号

平成10年4月1日市規則第62号

平成11年6月4日市規則第133号

平成13年5月31日市規則第155号

平成18年6月8日市規則第169号

平成21年3月27日市規則第87号

平成27年3月24日市規則第63号

平成28年8月23日市規則第195号

岡山市公聴主任者設置規則(昭和43年市規則第46号)の全部を改正する。

#### (目的及び設置)

第1条 市民の要望、意見、苦情、相談等（以下「要望等」という。）に速やかに対応し、市民サービスの向上を図るとともに、市民のニーズを把握して本市の施策及び本市における業務改善に反映させるため、広聴主任者を置く。

#### (広聴主任者)

第2条 広聴主任者は、課(これに相当する組織を含む。以下同じ。)の長をもつて充てる。

#### (任務)

第3条 広聴主任者は、要望等に速やかに対応するため、所属職員を指揮して広聴任務に当たり、市民の市政に対する理解及び信頼の確保に努めなければならない。

2 広聴主任者は、広報広聴課から送付を受けた要望等について、対応処理し、その結果を広報広聴課長宛てに速やかに報告しなければならない。

3 広聴主任者は、広報広聴課から要請のあつた場合には直接又は課員を指名して要望等に対応するものとし、必要がある場合には現場視察に同行し、又は課員を指名し同行させなければならない。

4 局主管課及び市長事務部局以外の庶務担当課の広聴主任者は、広報広聴課から要請のあつた場合には局室内の広聴主任者の連絡調整を行わなければならない。

#### (処理の方法)

第4条 広聴主任者は、次に掲げるところにより要望等を処理するものとする。

(1) 文書による要望等については、原則として文書により回答すること。

(2) 文書によらない要望等については、口頭その他適當と認められる方法により回答すること。

2 広聴主任者は、次に掲げる場合は、要望等への回答を行わないことができる。

- (1) 要望等の申出を行つた者（以下「申出人」という。）が回答を求めていないと認められる場合
- (2) 申出人の連絡先が不明である場合
- (3) 要望等の内容の趣旨が不明で回答できないものである場合
- (4) 同じ申出人から同趣旨の要望等が複数回行われ、以後回答しない旨を伝えたにもかかわらず、同趣旨の要望等が行われた場合
- (5) 要望等の申出が明らかに市の事務の適正な遂行を妨げる目的で行われたと認められる場合
- (6) 申出人が他の者と共同で要望等の申出を行つたと認められる場合において、当該他の者に要望等への回答をしたとき。

（会議）

第5条 広報広聴課長は、必要があると認める場合には広聴主任者会議を招集することができる。この場合において、広聴主任者会議は、議事に関係ある者のみをもつて開くことができる。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年市規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年市規則第47号)抄

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年市規則第62号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市規則第133号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年市規則第155号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年市規則第169号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市規則第87号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成27年市規則第63号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年市規則第195号)

この規則は、交付の日から施行する。

### ○岡山市パブリックコメント手続実施要綱

平成22年1月18日

市告示第41号

#### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメント手続の実施に関し、必要な事項を定めることにより、広く市民等の市政への積極的な参加の機会を確保し、多様な意見を反映させた政策形成を行うとともに、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等を立案する過程において、当該政策等の趣旨、内容等を公表し、これらについて提出された市民等の意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮して、当該立案に係る意思決定を行うとともに、意見等に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。
- (2) 実施機関 市長又はその補助機関であって法令等の規定により独立に権限を行使することを認められたものをいう。
- (3) 市民等 本市の区域内に住所を有する者のほか、パブリックコメント手続の対象となる事案について、意見を提出する意思を有する個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 法令等 法律、法律に基づく命令(告示を含む。)、岡山県の条例、岡山県の規則(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第2項に規定する規程及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する管理規程を含む。以下同じ。)、市の条例及び市の規則をいう。

#### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる市の基本的な政策等(以下「政策等」という。)の立案に係る意思決定を行うに当たっては、次条から第7条までに規定するところにより、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市行政の基本的な方針若しくは計画又は個別行政分野における基本的な方針若しくは計画
- (2) 次に掲げる条例又は法律若しくは次に掲げる条例に基づく規則
  - ア 市の基本的な制度を定めることを内容とするもの
  - イ 市民に義務を課し、又はその権利を制限するもの(市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料その他の金銭の徴収に関するものを除く。)
- (3) 法令等に基づく申請(行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものに限る。以下同じ。)により求められた許認可等(行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する处分(行政庁の处分その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)をするかどうかをその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

(4) 不利益処分(行政庁が法令等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)をするかどうか又はどのような不利益処分とするかについてその法令等の定めに従って判断するために必要とされる基準

- ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために法令等において必要とされている手続としての処分
- イ 許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分
- ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(5) 同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導(実施機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないものをいう。以下同じ。)をしようとする場合において、これらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なものであるとき。
- (2) 実質的に裁量の余地がないと認められるとき。
- (3) 法律又は法律に基づく命令の規定により、附属機関の議を経て定めることとされている政策等を定めようとするとき。
- (4) 法令等により公聴会その他の意見聴取手続が定められているとき。
- (5) 附属機関において、パブリックコメント手続に類する手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等の立案に係る意思決定を行うとき。
- (6) 他の実施機関において、パブリックコメント手続を実施して定めた政策等と実質的に同一の政策等を定めようとするとき。
- (7) 前項第3号から第5号までに掲げる政策等のうち、法令等の規定により若しくは慣行として、又は実施機関の判断により公にされるもの以外のものを定めようとするとき。  
(政策等の案の公表等)

第4条 実施機関は、政策等の立案に係る意思決定を行おうとするときは、あらかじめ、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 当該政策等の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 当該政策等の案の概要

(3) その他実施機関において市民等が当該政策等の案を理解するために必要と認める事項

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、公表しようとする政策等の案及び同条第2項各号に掲げる資料(以下「案及び資料」という。)を、行政資料室及び各区役所(北区役所を除く。)に備え付け、かつ、市ホームページに掲載することにより行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定によるほか、必要に応じて、広報紙への掲載その他の方法により、市民等への周知を図るよう努めるものとする。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、政策等の案及び資料を公表するときに意見等の提出期限及び提出方法を明示するものとする。

2 実施機関は、前項に規定する提出期限を定めるに当たっては、市民等が政策等の案及び資料についての意見等を提出するために必要な時間等を勘案し、公表の日から起算して30日間程度の期間を確保するよう努めるものとする。

3 第1項に規定する提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への持参

(2) 郵便

(3) 電子メール

(4) ファクシミリ

(5) その他実施機関が適当と認める方法

4 実施機関は、意見等を提出しようとするものの氏名又は名称及び住所の記載を求めるものとする。

(意見等の考慮及び公表)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の立案に係る意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の立案に係る意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を速やかに公表するものとする。ただし、提出された意見等のうち、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に規定する非開示情報に該当するものについては、その全部又は一部を公表しないものとする。

(1) 提出された意見等(提出がなかった場合はその旨)又はそれらを要約・整理したもの

(2) 提出された意見等に対する市の考え方

(3) 政策等の案を修正したときにあっては当該修正の内容

3 第5条の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に立案の過程にある政策等で、パブリックコメント手続に類する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。

## 市民の声（令和6年度 広聴年報）

令和7年12月

発行：岡山市 市長公室 広報広聴課

〒700-8544

岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号

電話：（086）803-1025

FAX：（086）803-1731

E-mail：[shisei@city.okayama.lg.jp](mailto:shisei@city.okayama.lg.jp)